

令和7年12月18日開催

令和7年

第12回

函館市農業委員会総会

議事録

函館市農業委員会

令和7年第12回函館市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年12月18日(木) 開会 16:00 閉会 16:25

2 開催場所 函館市役所 8階大会議室

3 出席委員

議長	立 藏 義 春	6 番	山 田 美代子
1 番	川 村 稔	7 番	近 江 政 夫
3 番	佐 藤 勉	8 番	菅 原 秀 樹
4 番	大 槻 寅 男	9 番	西 浦 克 彦
5 番	八 戸 千 修		

以上9名

4 事務局出席者

局長	鹿 磯 純 志	主任主事	中 川 裕紀奈
局次長	吉 田 浩 樹	主 事	小笠原 康 太
主 査	奥 野 秀 光		

以上5名

5 付議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

議案第3号 荒廃農地に係る農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について

議案第4号 地域計画の変更(案)に係る意見聴取について

議案第5号 函館市農地利用最適化推進委員の委嘱の手続に関する規程第3条第2項の規定による農業委員会が定めた日について

議案第6号 函館市農地利用最適化推進委員候補者募集要領について

報告第1号 会長の専決処分の報告について(土地の現況証明書の交付について)

16:00開会

議長（立藏会長）

本日、欠席委員はおりませんので、お知らせいたします。
ただいまより、令和7年第12回農業委員会総会を開会いたします。
まずはじめに、「農業委員会憲章」を唱和いたします。
委員ならびに事務局職員はご起立願います。
函館市農業委員会憲章。

（「農業委員会憲章」唱和）

ご着席願います。

続いて、本日の日程の確認ですが、お手元に配付した日程のとおり、議案6件、報告1件、計7件となっております。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

それでは、本日の日程に進みます。

日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。

議事録署名委員には、4番大槻委員、7番近江委員、両名を指名いたします。

よろしく願いいたします。

次に、日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

本件にかかわって、番号4は9番西浦委員が、農業委員会法第31条に基づく議事参与の制限にあたります。

そこで、議事の流れですが、まず、番号1から番号3までを全員で審議し、続いて番号4を議事参与の制限に該当する西浦委員にご退室いただいたうえ審議したいと考えております。

このような進め方でよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、そのように進めさせていただきます。

では、はじめに、番号1から番号3までを議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の2ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明申し上げます。

本件は、農地法第3条第1項の規定により、3件の所有権移転および1件の賃貸借

による権利設定の許可申請があったので、審議を求めるものでございます。

はじめに、番号1から番号3までをご説明申し上げます。

3ページをお開き願います。

番号1についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで面積は、2千195平方メートル、権利の種類は所有権で、譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。

申請理由は、譲渡人が農地の処分、譲受人が経営の拡大となっております。

なお、このページの下段が箇所図、4ページが調査書となっております。

5ページをお開き願います。

番号2についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで面積は、2千924平方メートル、権利の種類は所有権で、譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。

申請理由は、譲渡人が経営の縮小、譲受人が経営の拡大となっております。

なお、このページの下段が箇所図、6ページが調査書となっております。

7ページをお開き願います。

番号3についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで面積は、2筆合計6千250平方メートル、権利の種類は賃借権で、貸主、借主は記載のとおりでございます。

申請理由は、貸主が相手方要望、借主が経営の拡大となっております。

なお、このページの下段が箇所図、8ページが調査書となっております。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

次に現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思
います。

それでは、調査委員を代表して、3番佐藤委員から、ご報告願います。

3番（佐藤委員）

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号1から番号3に係
る予備審査の結果ですが、この案件について、調査委員全員の意見が一致しており
ますので、代表して私からご報告いたします。

番号1から番号3について、農地の所有権移転および賃借権設定に対する判断基準
の要件について、申請書に基づき、譲受人の事業計画内容や農地の効率的な利用、周
辺の農地への影響などについて、事務局から説明を受け、資料等を確認、現地調査を
実施し、判断できる範囲で検討した結果、申請内容について、特に問題となる点は
無いものと判断いたしました。

以上、議案第1号番号1から番号3についての調査結果としてご報告いたします。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、許可することが相当かどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」のうち番号1から番号3までを採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、許可することに決定いたします。

続いて、番号4を議題といたします。

それでは西浦委員はご退室願います。

（西浦委員 退室）

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の9ページをお開き願います。

番号4についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は10ページに記載のとおりで、面積は、4筆合計9千700平方メートル、権利の種類は所有権で、譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。

申請理由は、譲渡人が農地の処分、譲受人が経営の拡大となっております。

なお、このページの下段が箇所図、11ページが調査書となっております。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

次に現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思っております。

それでは、調査委員を代表して、3番佐藤委員から、ご報告願います。

3番（佐藤委員）

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号4に係る予備審査の結果ですが、この案件について、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号4について、農地の所有権移転に対する判断基準の要件について、申請書に基づき、譲受人の事業計画内容や農地の効率的な利用、周辺の農地への影響などについて、事務局から説明を受け、資料等を確認、現地調査を実施し、判断できる範囲で検討した結果、申請内容について、特に問題となる点はないものと判断いたしました。

以上、議案第1号番号4についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、許可することが相当かどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」のうち番号4を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、許可することに決定いたします。

西浦委員は入室願います。

（西浦委員 着席）

次に、日程第3、議案第2号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の12ページをお開き願います。

議案第2号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」をご説明申し上げます。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案6件について、審議を求めるものでございます。

この促進計画でございますが、ひとつの案件につき、出し手から機構、機構から受け手の2つの計画を作成することになることから「番号1と2」「番号3と4」「番号5と6」を、一括してご説明申し上げます。

13ページをお開き願います。

番号1および番号2についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は2筆合計1万2千277平方メートル、所有権を移転する者、受ける者は、記載のとおりで、権利の種類は所有権でございます。

利用目的は畑、所有権移転の時期、代金支払日、および対価は記載のとおりでございます。

なお、14ページが箇所図、ページの下段が調査書となっております。

15ページをお開き願います。

番号3および番号4についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、16ページに記載のとおりで、面積は、4筆合計3万7千428平方メートル、所有権を移転する者、受ける者は記載のとおりで、権利の種類は、所有権でございます。

利用目的は畑、所有権移転の時期、代金支払日、および対価は記載のとおりでございます。

なお、16ページが箇所図、ページの下段が調査書となっております。

17ページをお開き願います。

番号5および番号6についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、9千92平方メートル、権利を設定する者、受ける者は、記載のとおりで、権利の種類は、賃借権でございます。

利用目的は畑、権利の設定期間、借賃の金額は、記載のとおりとなっております。

なお、18ページが箇所図、ページの下段が調査書となっております。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

次に現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思っております。

それでは、調査委員を代表して、3番佐藤委員から、ご報告願います。

3 番（佐藤委員）

議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」番号 1 から番号 6 に係る予備審査の結果ですが、この案件について調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号 1 から番号 6 について農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく判断基準について、申請書に基づき、農地の効率的な利用、農作業に常時従事する者に関し、事務局から説明を受け、資料等を確認、現地調査を実施し、判断できる範囲で検討した結果、計画内容について、特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

以上、議案第 2 号についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、本件の計画内容についてご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、適正な計画と認め、原案について意見無しと決定すること、また北海道農業公社からの認可申請に対する認可、その後の速やかな公告についてご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、原案のとおり意見無しとし、認可およびその後の速やかな公告について決定することといたします。

次に、日程第 4、議案第 3 号「荒廃農地に係る農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当するか否かの判断について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の 19 ページをお開き願います。

議案第 3 号「荒廃農地に係る農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当するか否か

の判断について」をご説明申し上げます。

本件は、「農地法の運用について」の制定についての別添「農地法の運用について」第4の規定に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かについて審議を求めるものでございます。

20ページをお開き願います。

農地・非農地の判断対象地一覧表となっておりますが、表の左から、番号、地番表示、登記地目、現況地目、面積、地区検討会判断となっております。

農地の利用状況調査につきましては、農地法第30条および「農地法の運用について」の別添第3の規定に基づき、毎年、8月から実施するものでありますが、今年度においても、3回に分けて実施したところでございます。

第1回目は、8月中旬から9月上旬にかけて、事務局で遊休農地の確認を行っております。

第2回目の現地調査は、9月10日から12日の3日間で、推進委員の担当地区ごとに、農業委員と推進委員、事務局職員が現地を確認し「1号遊休農地緑区分」「1号遊休農地黄区分」「再生困難な農地」のいずれかに該当するのかが協議を行っております。

続きまして、第3回目は10月1日から3日にかけて、第2回目の調査と同様に、推進委員の担当地区ごとに、農業委員と推進委員、事務局職員が図面と写真により再確認し、協議を行ったうえで、「1号遊休農地緑区分」「1号遊休農地黄区分」「再生困難な農地」のいずれかに該当するのかが、最終判断をしていただいたところであります。

なお、この一覧は、第3回目の調査により「再生困難な農地」いわゆる「非農地」になるか否かの判断対象となる土地となっており、対象地は、計39筆、実面積で、17万8千575平方メートルとなっております。

なお、この後ご審議をいただき、「非農地」として議決された場合、各土地所有者に対しまして、「非農地通知書」を送付することになります。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいまの説明のとおり、この一覧表は、本年実施した農地利用状況調査に基づく結果でございます。

これより、各件について、農地に該当するか否かご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第3号「荒廃農地に係る農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断につ

いて」を採決いたします。

お諮りいたします。

各件については、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと判断し、「非農地」と決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、各件は「非農地」と決定いたしました。

次に、日程第5、議案第4号「地域計画の変更（案）に係る意見聴取について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の22ページをお開き願います。

議案第4号「函館市地域計画（案）に係る意見聴取について」をご説明申し上げます。

本件については、函館市長から、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき地域計画の変更（案）に係る意見を求められたことから審議を求めるものでございます。

23ページをお開きください。

地域計画の変更案で、11月27日に行われました地域協議の結果をふまえた内容となっており、本ページ中段の「③ 畑の面積」が1千529ヘクタールから1千530ヘクタールに変更となっております。

24ページから26ページに変更はございません。

27ページをお開きください。

こちらが、23ページの増減に、一部関係する内容となっております。

表の上段、一人目でございますが、農用地区域ではありませんでしたが、現況証明願書により、2筆合計3千163平方メートルが農地・採草放牧地以外と判断され減となり現状欄が2.18ヘクタールに減となっております。

二人目と三人目でございますが、関連がございますのでまとめてご説明いたします。

二人目の方が、今後耕作しないことが確実となり、三人目の方が今後の耕作希望を示しました。

三人目の方が、地域計画の農業を担う者として記載されていなかったことから、地域協議で協議した結果、農業経験も含め認められたもので、二人目の現状欄2.31ヘクタールが0ヘクタールと記載され、三人目の10年後欄へ2.31ヘクタールが記載されております。

なお、現状、三人目の方が現状耕作していないため、現状欄は0ヘクタールとなっております。

続きまして、四人目は法人となっております目標地図では「今後検討」となっている農地を耕作希望されました。

こちらも地域計画の農業を担う者として記載されていなかったことから、地域協議で協議した結果、農業経験も含め認められたものでございます。

現在、同社としての耕作農地がないことから現状欄は0ヘクタールとなっており、10年後の欄に今後の耕作希望地0.68ヘクタールが記載されております。

以上でございます。

議長（立蔵会長）

ありがとうございます。

それでは、ただいま事務局より説明がありましたが、各委員から、何かご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第4号「地域計画の変更（案）に係る意見聴取について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、原案のとおり決定することにいたしました。

次に、日程第6、議案第5号「函館市農地利用最適化推進委員の委嘱の手続に関する規程第3条第2項の規定による農業委員会が定めた日について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の28ページをご覧ください。

議案第5号「函館市農地利用最適化推進委員の委嘱の手続に関する規程第3条第2項の規定による農業委員会が定めた日について」をご説明申し上げます。

本件につきましては、来年の委員改選に伴う推進委員候補者の募集等に関し、本規程第3条第2項に規定された「農業委員会が定めた日」、すなわち候補者の募集等を開始する日について審議を求めるものでございます。

募集等につきましては、農業委員会等に関する法律施行規則第4条第1項の規定により、「農業委員候補者および推進委員候補者の募集等を同時に行うことができる」と規定されており、これまでの改選時では、募集等の開始日を合わせております。

29ページをお開き願います。

こちらが、農業委員会が定めた日（案）でございます。

この案でございますが、市長部局で決定する農業委員候補者の募集等の開始日が令和8年2月3日に決定されていることから、これまでと同様に、推進委員の募集等の開始日も同日の令和8年2月3日とするものであります。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

それでは、ただいま事務局より説明がありましたが、各委員から、何かご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第5号「函館市農地利用最適化推進委員の委嘱の手続に関する規程第3条第2項の規定による農業委員会が定めた日について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、原案のとおり決定することにいたしました。

次に、日程第7、議案第6号「函館市農地利用最適化推進委員候補者募集要領について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の30ページをご覧ください。

議案第6号「函館市農地利用最適化推進委員候補者募集要領について」をご説明申し上げます。

本件につきましては、函館市農地利用最適化推進委員の委嘱の手続に関する規程第3条第1項の規定に基づく候補者の募集等に係る当該要領の制定について、審議を求めます。

31ページをお開き願います。

このページから40ページまでが要領（案）となっております。

この案につきましては、主な点および前回からの大きな変更点につきまして、ご説明いたします。

32ページをご覧ください。

上段に記載のあります任期につきましては、概ね3年で農業委員会が委嘱した日から、農業委員の任期となります令和11年7月21日までとするものであります。

また、中段に記載のあります「3 推薦および応募資格」につきましては、令和4年改正の「刑法の一部を改正する法律」により「懲役、禁錮」が「拘禁刑」と改められたことから、文言整理を行っております。

33ページをご覧ください。

中段に記載されております「(2) 添付書類」における住民票につきまして「本籍および筆頭者」の記載が追加されております。

続く「(3) 受付期間」につきましては、議案第6号にて決定いたしました「農業委員会が定めた日」の令和8年2月3日火曜日から3月2日月曜日までの28日間となっております。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

それでは、ただいま事務局より説明がありましたが、各委員から、何かご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第6号「函館市農地利用最適化推進委員候補者募集要領について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、原案のとおり決定することにいたしました。

次に、日程第7，報告第1号「会長の専決処分の報告について（土地の現況証明書の交付について）」を議題といたします。

それでは、事務局に報告内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の41ページをお開き願います。

報告第1号「会長の専決処分の報告について（土地の現況証明書の交付について）」をご説明申し上げます。

本件につきましては、土地の現況証明願書の提出が3件あったことから「函館市農

業委員会規程」第23条第1項第4号の規定により専決処分を行ったもので、同条第2項の規定により、報告するものでございます。

42ページをお開き願います。

このページの番号1から44ページの番号3まで、市街化区域2件市街化調整区域1件の現況証明願書の提出があり、事務局にて調査した結果、記載のとおり、全て農地・採草放牧地以外と確認し、現況証明書を交付いたしました。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいまの報告について、各委員から何かご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質問がないようですので、本件について終わります。

最後に、その他ですが、3点お話がございます。

1点目ですが、12月1日月曜日に実施しました農地パトロール調査の結果について、推進委員から報告がありましたので、事務局から報告がございます。

事務局（吉田次長）

それでは、農地パトロール調査の結果報告の内容についてご説明申し上げます。

本調査は、12月1日月曜日、旧亀田地区を対象に、金澤推進委員、松岡推進委員、山口推進委員の3名と事務局職員により実施しており、調査結果については「把握できる調査範囲内で確認した結果、無断転用などの事例は見受けられなかった。」との報告内容でございます。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいまの報告について、各委員から何かご質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

2点目ですが、次回の総会は、令和8年1月29日木曜日午後2時から市役所8階第2会議室において、開催いたします。

また、議案の締切日は、農地バンク関連は、12月22日月曜日、農地法関連は、令和8年1月5日月曜日となっております。

3点目ですが、次回総会の現地調査日は、令和8年1月22日木曜日午後1時からとなります。

それでは、1月の現地調査委員を指名いたします。

5番八戸委員，6番山田委員，7番近江委員，以上3名を指名いたします。

3名の方は、午後1時に、事務局に集合となりますので、大変お忙しい中とは存じますが、どうぞよろしく願いいたします。

私からは、以上ですが、他に各委員から何かご発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

閉会 16：25

以上，会議の顛末を記録し相違ないことを証明する。

議 長 立 藏 義 春

署 名 委 員 大 槻 寅 男

署 名 委 員 近 江 政 夫